

第 3 次旭川市食育推進計画の推進状況

<全体を通して>

○取組の状況

本市においては、平成 19 年に旭川市食育推進計画を策定し、食育に関する取組を進めてきました。平成 24 年度からの第 2 次計画では、市民一人ひとりの意識の向上と家庭における食育に重点を、平成 29 年度から平成 34 年度までの 6 年間の計画期間とする第 3 次計画では、市民が自ら食について考え、健全な食生活を実践するため、4 つの食育推進の基本的な方向性に基づく 9 つの基本施策を設定し、取組を進めてきました。

しかし、新型コロナウイルス感染症の流行による緊急事態宣言等の発令により、不要不急以外の外出自粛や、3 密回避のための取組として多岐に渡る事業やイベントの中止・縮小など、社会情勢の目まぐるしい変化に伴い、従前から進めていた取組の実施が困難な状況が続いています。

食育推進に係る取組の停滞により、今後の食生活ひいては健康状態の悪化が危惧されます。

○指標の目標達成状況からみた成果と課題

第 3 次計画の目標達成状況については、朝食又は夕食を家族と一緒に週 7 回以上（1 日 1 回以上）食べる市民の割合、外食や食品を購入する時に栄養成分表示を参考にする市民の割合、クリーン野菜表示販売率など一部の指標が改善している状況が見られますが、目標値を達成している項目はありませんでした。

食育に関心を持っている市民が増加し、改善傾向の指標があるということは、市民一人一人が食や健康の大切さを意識し、日常生活の中で食育を実践した成果が表れていることがうかがえます。また、クリーン野菜表示販売率が徐々にですが、確実に増加していることは、安全な食材、食品の提供が進んできているものと考えられます。

一方で、食育に関心のある市民の割合は増加傾向にありながら、朝食の摂取などに割合の低下が見られ、食育への関心が健全な食生活の実践に結びついていない分野があるという課題が見受けられます。

○今後に向けて

食育基本法が制定されて 15 年を超えましたが、食をめぐる環境は大きく変化してきており、様々な課題を抱えています。

高齢化が進行する中、健康寿命の延伸や生活習慣病の予防は継続した課題であり、栄養バランスに配慮した食生活の重要性は増しています。

また、新型コロナウイルス感染症の流行が、行動、意識等にも影響を与え、外出の自粛などにより家庭での食事の機会も増えることで、家庭における食育の重要性も高まっています。こうした、「新たな日常」の中でも食育を推進するためには、インターネット等の活用が今後ますます必要になってくるものと考えられます。

これらを踏まえ、第 3 次計画旭川市食育推進計画に基づき進めてきた取組を継続的に進めるとともに、現在の社会環境に合わせた食育を取り入れながら、健全な食生活の実践に繋げていくことが必要です。

※目標値の達成状況については 9 ページに掲載

＜目標ごとの現状と課題＞

食育とは、生きる上での基本であって、知育・徳育・体育の基礎となるものであり、様々な経験を通じて「食」に関する知識と「食」を選択する力を習得し、健全な食生活を実践することができる「人づくり」です。

第3次旭川市食育推進計画の基本理念は、「生涯を通じて心身共に健康でいきいきと暮らす、豊かな人間性の実現」です。

その基本理念を実現するための目標として、「1 正しい食について、自分で判断できる力を身に付けます」、「2 心身の健康を育むために健全な食生活を実践します」、「3 自然の恵みに感謝し、食べ物を大切にします」の3つを掲げて取り組んできました。

1 正しい食について、自分で判断できる力を身に付けます

【取組等の結果】

乳幼児健診等において、月齢に応じた食生活のポイントを中心に保護者へ伝えることで、より良い食習慣が身に付くよう支援しました。また、栄養バランスや食文化、健康的な食生活についての知識を身に付けられるよう、調理実習や健康に関する講話を通して食育について理解を深めるための講座も開催しました。

学校や保育所等においては、給食を生きた教材として活用し、食事の準備やマナー、食べ物の働き、食べ物の旬などの理解を深める取組を行いました。

【総括】

幼少期からの食についての支援は、食に関する様々な疑問や不安を解消し、正しい食習慣が身に付くよう、今後も継続する必要があります。

従来より実施してきた集団を対象とした対面での講座等の開催は、食と健康に関心の深い人が参加する傾向にあること、また、感染防止の観点から課題も多くあります。そのため、インターネットを通じた情報発信などコロナの時代に対応した展開が求められています。

併せて、子供たちが、食べ物を選ぶ力等を身に付け健康な体を育むために、学校や保育施設等での取組を継続していく必要があります。

2 心身の健康を育むために健全な食生活を実践します

【取組等の結果】

栄養教諭や各施設の栄養士等が発行する「給食だより」に、献立及び主要栄養素の表示、健康や栄養に関する情報を提供するなど、知識の普及に努めました。

子供食堂では、食事の提供だけでなく、楽しみながら食の知識を得られるような取組も進められています。

また、食や健康への関心の高さに関係なく、食品選択や外食をする際に適切な量と質の食事を確保しやすくなるよう食環境整備を進めてきました

【総括】

令和3年度に実施した食育に関するアンケート調査の結果から「健康維持に適した1食の量とバランス」について理解している人は56%、「生活習慣病予防に関する食生活の実践」に取り組んでいる人は58%と、理解している人、実践している人いずれも6割弱となってい

ました。

健全な食生活を実践するためには知識を得ていることがまず必要であることから、今後も様々な場面での知識の普及に努めるとともに、実践につながるよう、更なる食環境整備も含め取組を進める必要があります。

3 自然の恵みに感謝し、食べ物を大切にします

【取組等の結果】

「食」や「農」、「いのち」について考える場として、農業体験を行いました。

また、給食で地場の食材を食べる、学校や保育施設で野菜の栽培や果樹の収穫体験等を行うなど生活の中で食の体験活動を行うことができ、自然と食べ物への感謝の心を育む環境が作られています。

食品ロスの削減については、モニター調査の結果から特に廃棄の多い野菜について、食材を無駄にせず利用する簡単料理を市のホームページで紹介するなど、減量化を図るための取組が進められています。

また、コロナ禍で困窮している学生に対して、フードバンクや地域住民等の協力を得るなど、支援の和も広がっています。

【総括】

農業体験や農産物加工体験等は、旭川農業や命の大切さ、食への関心と理解を深める場となっており、今後も継続した取組をすることが必要です。

また、食品ロスはまだ食べられる食品を捨てることで資源を無駄にしているばかりではなく、その処分のために更に環境に負荷をかけることとなります。SDGs 達成のためにも、今後、更なる取組が必要となります。

＜基本施策ごとの推進評価＞

1 「食」の大切さについての理解と実践

(1) 主な取組状況

	取組（事業）名	担当課（連携団体）	対象
1	食育出前講座，出前健康講座	保健所保健指導課	乳幼児の保護者， 児童生徒や保護者， 市民
2	食事バランスガイドの普及啓発	保健所保健指導課 (旭川食生活改善協議会)	市民
3	食育ホームページを通じた PR	保健所保健指導課	市民
4	あさひかわ食育推進月間	保健所保健指導課，各課(委員の所属する各団体)	市民，事業者，団体
5	歯科保健事業や上川中部地域歯科保健推進協議会における事業等を通じた食育の情報提供	保健所健康推進課（上川中部地域歯科保健推進協議会，旭川歯科医師会）	市民
6	乳幼児健診（栄養指導），乳幼児栄養相談	保健所保健指導課（子育て支援部おやこ応援課）	乳幼児の保護者
7	食を育む料理教室	保健所保健指導課	小学4～6年生，市民
8	離乳食教室	保健所保健指導課	乳児の保護者
9	旭川市食生活改善地域講習会	保健所保健指導課 (旭川食生活改善協議会)	市民，幼児
10	各種料理レシピの作成・紹介	保健所保健指導課	市民
11	食生活改善推進員の養成・育成	保健所保健指導課	市民，食生活改善推進員
12	食品ロス削減に向けた取組	環境部廃棄物政策課（旭川消費者協会）	市民，事業者
13	「あさひかわ食の健康づくり応援の店」の推進	保健所保健指導課	市民，飲食店等
14	給食施設の指導等	保健所保健指導課	給食施設
15	体験活動の推進	学校教育部教育指導課	小中学生
16	食に関する指導の充実	学校教育部学校保健課	小中学生
17	保護者対象の試食会の実施や保護者への情報提供	学校教育部学校保健課，各学校	小中学生の保護者

18	「郷土の旬を味わう日」の実施	学校教育部学校保健課，各学校（農業関係団体，生産者等）	小中学生
19	学校給食における地場農産物の活用	学校教育部学校保健課，各学校（北海道学校給食会，給食物資納入事業者等）	小中学生
20	保育所等における食育推進 （食の体験活動，食育に関する意識啓発，試食会の実施）	子育て支援部こども育成課（各保育施設）	幼児，保護者
21	保育施設の給食担当者を対象とした講習会等の開催	子育て支援部こども育成課	保育施設の給食担当者

（2）評価

基本施策 1 食生活と健康に対する意識の向上

市民の食育に対する関心が高まるよう，食育関係事業の開催や，食事バランスガイドの普及啓発など，様々な取組を行ってきましたが，新型コロナウイルス感染症の発生以降は，思うような事業展開は難しい状況にありました。

また，食育への関心度については，増加傾向にありますが，朝食の欠食率の増加など，実際の食習慣や食事内容については，依然として課題が見受けられます。

意識の向上から実践へ繋げるためにも，関係団体との連携のもと，様々な方向から普及啓発の取組を継続的に行うことが必要です。

基本施策 2 家庭における食育の推進

年代，対象別の調理実習や様々な啓発等を通じて，具体的な調理法や望ましい食習慣等の普及に取り組んできました。現在は集団を対象とした調理実習及び試食については課題が多いことなどから，市のホームページなどを活用した，動画の配信やレシピの掲載など新しい生活様式に合わせた取組が，重要になってくると考えられます。

食育の基本は家庭にあることから，様々な体験や知識の習得を通し，望ましい食習慣に繋がるよう，今後も幅広い普及啓発が求められます。

基本施策 3 地域における食育の推進

食育が地域で幅広く実践されるよう，食生活改善推進員等の食育を推進する人材育成と，市民主体の取組が進められています。また，食環境についても，一般加工食品については栄養成分表示が義務化されるなど整備が進んでいます。

しかし，コロナ禍による感染対策実施のため，2年以上に渡り日常的な活動においても様々な制限が設けられます。市の事業も例外ではなく，事業の中止・縮小が相次ぐなど食育推進に係る事業についても実施が困難な状況が続いています。特に「あさひかわ食の健康づくり応援の店」のように飲食店の協力が不可欠な事業については，営業時間の短縮など通常営業さ

困難な中、推進は難しい状況にあります。

地域における食育の推進には、その場所に住む人の力や食環境の整備が欠かせません。一方では、ボランティア活動を行う人数が減少傾向にあることから、新たな人材の育成や食料品販売店や飲食店などと協力し、食品ロスも含めた食育推進を実践しやすい食環境の整備を図る必要があります。

基本施策 4 学校や保育所等における食育の推進

食の楽しさや地場の食材のおいしさを実感し、食に対する関心を高め、感謝の心を育むことができるよう、学校や保育所等において地場農産物を活用した給食の提供や食の体験活動、食に関する指導等の取組を実施しています。コロナ禍による黙食など感染防止対策を徹底せざるを得ない状況であるため、楽しい雰囲気でもみんなで給食を食べるということについては難しい状況です。

一方、子供の頃から望ましい食習慣を身につけることができるよう、従前から実施をしていた保護者の試食会の開催が難しい場合には、オンラインを活用した研修会の開催や給食だよりの情報提供等の取組など、現在の状況に合わせた取組も行われています。

重点施策としている「家庭における食育の推進」に繋がるよう、今後も様々な情報提供等を通じ、より多くの家庭で食育が実践されるよう家庭との連携を図る必要があります。

2 安全・安心な食の推進

(1) 主な取組状況

	取組（事業）名	担当課（連携団体）	対象
1	クリーン農産物の生産と販売拡大 （クリーン農産物認証取得支援、旭川産クリーン農産物のPR等）	農政部農業振興課	農業者，市民
2	HACCP に基づく衛生管理導入評価事業	保健所衛生検査課	事業者
3	食品衛生指導事業	保健所衛生検査課	事業者
4	食品衛生講習会・食品衛生関係の情報提供	保健所衛生検査課	市民，事業者，団体

(2) 評価

基本施策 5 安全な食材、食品の提供

本市では減農薬・減化学肥料栽培によるクリーン農産物の生産に力を注いでいます。クリーン野菜表示販売率については増加傾向にありますが、農薬の使用回数については天候等にも左右されるため、目標値を達成するには至っていません。

引き続きクリーン農産物について、消費者である市民等に対してPR活動などを行うとともに、食材や食品の提供者に対する知識や技術の普及等を通し、衛生管理の徹底を図る必要があります。

基本施策 6 安全に関する知識や情報の提供

食材や食品の提供を受ける消費者が、食品表示や食品の衛生管理についての知識を習得できるよう、講習会を通じた知識の普及やホームページ等を通じた情報提供を行ってきました。また、多数が飲食する飲食店や給食施設等の施設に対しても、適切な衛生管理がなされるよう監視指導を行っています。

今後も食品表示や食中毒予防に関する情報提供等、引き続き知識の普及を通し、食の安全・安心の確保を図る必要があります。

3 地産地消を生かした食育の推進

(1) 主な取組状況

	取組（事業）名	担当課（連携団体）	対象
1	旭川米・旭川野菜の消費拡大PR	農政部農業振興課	市民
2	食品産業支援事業	経済部産業振興課	食品加工業者、農業者
3	旭川市民農業大学	農政部農政課	市民
4	子ども農業体験塾	農政部農政課	小学4～6年生
5	グリーンツーリズム推進事業	農政部農政課	市民、農業者
6	食育関係講座等 (食品加工体験、料理等)	社会教育部公民館事業課	幼児、小中学生、市民

(2) 評価

基本施策 7 地場農産物等の活用と情報提供

地場農産物等の消費拡大には、市民が農業に対する理解を深めることが大切です。旭川米・旭川野菜の消費拡大のためのPR活動や、給食における地場農産物の使用などに取り組んできましたが、計画の指標である、地場の食材を意識して食べている人の割合が減少傾向にあるなど周知活動の手法などについて、再度検討の必要があると考えています。

また、地場農畜産物等を活用した加工食品についても、高齢者向け食品開発など付加価値をつけた食品の開発が進められています。

今後も地場農産物等が活用されるよう、地場の農産物・食品の安全性や栄養、その他の優れた点について、積極的な情報発信をするなど、地場農産物への理解を高める取組が必要です。

基本施策 8 生産者と消費者の交流

様々な農業体験や農業者等との交流の機会から、食の大切さや食に感謝する心を育てるとともに、生産者と消費者との信頼関係の構築に取り組んできました。本市においても、子ども農業体験塾や食育関係講座等の体験事業や、料理教室を開催するなど、地域の特徴を生かした取組を行っています。

地産地消への関心を高められるよう、今後も、より多くの市民が食や農業に対する理解を深められるような継続した取組が必要です。

4 関係者が連携した食育の推進

(1) 主な取組状況

	取組（事業）名	担当課（連携団体）	対象
1	旭川市食育推進会議	保健所保健指導課、各課 (委員の所属する各団体)	
2	あさひかわ食育推進月間	保健所保健指導課、各課 (委員の所属する各団体)	市民, 事業者, 団体
3	関係機関・団体・行政のネットワークの充実（イベントや事業等を通じた連携の強化）	関係各課 (関係機関・団体)	

(2) 評価

基本施策 9 関係機関・団体・行政が連携した食育の推進

平成 27 年度から毎年 8 月、9 月を「あさひかわ食育推進月間」とし、本計画で掲げている重点施策を盛り込んだ取組の実施や食育スローガンの普及などを行っています。特に 30～40 歳代で、月間の取組を見る機会が増えていますが、これは保育施設や小中学校の給食だより等で掲載されているためと考えられます。

これまでも食育に関係する団体、関係課との連携した食育の推進に努めてきましたが、引き続き食育推進会議で検討を重ね、より効果的、実践的な取組が求められます。

